

中国技保第82号
令和7年11月21日

一般社団法人山口県トラック協会会長 殿

中国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2025」において「飲酒運転ゼロ」を掲げ、様々な取り組みを実施していただいているところですが、本年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は中国5県で4件発生し、既に昨年一年間の発生件数を上回っており、未だ根絶に至っておりません。

社会全体が飲酒運転の根絶に向けた気運を高めている中で、運送事業の運転者の飲酒運転という行為は、社会の信頼を揺るがし運送業界全体の信用の失墜につながる重大な事態であります。

つきましては、これから年末を迎えるにあたり、今一度「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」のほか飲酒運転防止啓発動画（別紙参考）を活用して飲酒運転の防止の指導・教育を徹底していただくこと、及び下記の事項につきまして、貴会傘下会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

運転者に対する指導・教育、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や危険性等を理解させること。
- (2) 点呼において、アルコール検知器を用いて確実に飲酒の有無をチェックできる体制が確保できているかを確認し、必要に応じ実施方法等を見直すこと。
- (3) 日常的に飲酒する習慣がある運転者を把握するとともに、遠隔地の点呼においてアルコール検知器を用いて確実に飲酒状態を確認すること。